

論客・篠原孝議員

種苗法改正、いかに危ういかを明らかに

公的機関の出願が減少

大きな規制の網を農民に

公的機関へのテコ入れが必要



国会で質問に立つ篠原衆院議員



2004年からの自家増殖禁止に着手

篠原議員

昔、農林水産省内で流行った「マリリンモンロー、ノータリン。大臣官房「ノータリン」という言葉思い出す。また、農業白書で「足腰の強い農業」という表現に記者は「毎年足腰の強いという表現を使っているが、足腰が弱いと農業はできませんよ」と質問したことも。それはさて置き、農林水産省時代から論客と評されていた篠原孝衆院議員の「種苗法改正、いかに危ういかを明らかに」の続編を紹介する。国で品種改良に取り組んできた専門家の意見も聞きたい。「農林水産省「ノータリン」と言われないために、「猫の目農政」の再来と言われないために、しっかりとせん」と。

種を巡る法律改正の動きは2016年10月、規制改革推進会議農業ワーキング・グループと未来投資会議の合同会議で種制改革が初めて提起された。一方、自家増殖については、その12年前2004年に「植物新品種の保存に関する研究会」において、自家増殖に原則として育成権者権を及ぼす検討を始めていた。更に11年後の2015年自家増殖に関する検討会を何回か重ね、登録品種の自家増殖に育成権者の効力を及ぼす植物の基準を定め、徐々に拡大してきていた。つまり、種子法、種苗法はセットで動いていた。海外流出を防止するというのは、後からついて付けた都合のいい口実にすぎない。

その結果を受けて2017年から種苗法の施行規則を大幅に改定して禁止品目を従来の82から4倍の289に拡大している。そこに種子繁殖で対象になっていなかった一般的な野菜であるトマト、ナス、大根、人参等も突然禁止されるようになった。19年には種苗法検討会を全6回開催し、禁止品目を更に拡大して2020年の種苗法改定案の国会提出した今は396を禁止品目としている。つまり、ネガティブリスト方式をとってきたが、今回一挙に8、135全登録品種を禁止する暴挙に出たのである(別紙「種苗法巡る年表」参照)。

我が国の総合的育種力を増大させるには、花・観賞樹中心の民間種苗会社よりも、公的機関へのテコ入れが必要である。さもなければ、食料安全保障がおぼつかなくなる。

種を巡る法律改正の動き

種	2016年10月、規制改革推進会議農業ワーキング・グループ	2016年10月、未来投資会議の合同会議	2017年10月、種苗法改正案
自家増殖禁止	自家増殖禁止(種苗法)	自家増殖禁止(種苗法)	自家増殖禁止(種苗法)
育成権者権	育成権者権(種苗法)	育成権者権(種苗法)	育成権者権(種苗法)

農林水産省は、種子法の廃止と違ってあくまで農林水産省が官邸の指示ではなく、自ら検討してきたと強調している。かつて種子繁殖が大であった、大根、にんじん、ナス、トマトといった野菜もクローン技術の進歩等があり、栄養繁殖されるおそれが生じたため禁止品目になっている。なお、ゲノム編集による種子は農家が自家増殖できるので、すべてを対象にしないとならざるを得ない。これが最近大手種苗会社が自家増殖に網をかぶせんとしている理由の一つかもしれない。見苦しいのは、「現在有効な登録品種がない植物」も禁止品目になっていることだ。つまり保護すべき育成権者がいないにもかかわらず先手を打って自家増殖を禁止するとしているのだ。これは今後すべて禁止にすると言っていることと変わりはなく、それが今回の法改正に直結している。

《農民の自助による品種改良の道を封鎖する》 今回のこの法律は育成権者の保護ばかりが全面に出過ぎており、農家が今まで自由に品種改良したり優良な種を選んできた道を狭めることになっている。実は、農民自身育成権者なのであり、農家育苗者と呼ばれている。長野県では信州りんご3兄弟といわれる、秋映、シナノスイート、シナノゴールドを売り出し中である。シナノゴールドは長野県果樹試験場が開発し1999年に品種登録された。秋映は私の地元の中野市の農家・小田切健男氏が開発した品種である。農家(個人)は全登録品種のうち個人が26%の7,074件も占め、特に果樹は570件と都道府県の339件を凌ぎ第1位を占めている。これは、果樹では農家が自家増殖の延長で新しい品種を作り上げていることを物語っている。

後予想される気候変動に対処するためによりバラエティーに富んだ強靱な種が必要だというのが、日本は逆の大手種苗会社の単一種という道に進もうとしているのである。優良な登録品種に特化していくのは、食料安全保障の観点からみてもあまりに危険すぎる。